

国内経済要録

◇外国為替引当貸付利子歩合の変更

フランス国内金利の変動に伴い、本行はフランス・フラン表示期限付輸出手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
10月22日	日歩 1銭4厘	日歩 1銭3厘

◇政府、中小企業の年末金融対策を決定

政府は、このほど中小企業に対する年末金融対策として、資金運用部資金による財政投融资を通じ次の措置を採ることに決定した。

すなわち、資金運用部から中小企業金融公庫、国民金融公庫に対しそれぞれ20億円の融資を行い、同じく商工組合中央金庫債券20億円、日本不動産銀行債券10億円の引受けを行う(合計70億円)。なお前2者については、必要に応じて両公庫に対する資金運用部の第4四半期貸出計画から30億円を年末に繰上げ融資する。

◇海外市場における英ポンド直物アウトライイト売買取引の自由化

大蔵省では、最近における海外英ポンド相場の強調ならびにその持続見通しを背景に、このほど10月17日以降、海外市場における外国為替銀行の英ポンド直物アウトライイト売買取引を自由化することとした。その概要次の通り。

- (1) 取引には限度を設けず、外国為替銀行の本行に対する事前連絡により自由に実施できる。
- (2) 従来アウトライイト直売のみを認められていた在日外銀に対して直買も認める。

なお、将来海外における振替可能英ポンド相場が低落して大蔵大臣相場を下回り、鞘取りが行われる虞れのある場合などには、必要に応じ何時でも本取扱を停止することとなっている。

◇日本・ブラジル間貿易支払取決めの調印

先般来、日本・ブラジル両国政府は貿易支払取決めの改訂に関し交渉を行っていたが、このほど妥結、10月17日調印(10月16日に遡及して発効)をみた。その概要次の通り。

- (1) オープン勘定決済を廃止し、10月16日以降支払許可を与えられる取引は現金決済(振替可能英ポンド、または両国合意通貨による)を行う。
- (2) 10月15日までに支払許可を与えられた取引(日本側の延べ払輸出を含む)は、新取決め発効後210日間を限り、ブラジル日本特別勘定(現行オープン勘定を改称)を通じ決済し、それ以後は現金決済を行う。
- (3) 特別勘定の日本側貸越債権については毎月分割返済(振替可能英ポンドによる)を行う。その額は新決済通貨による日本のブラジルに対する前月支払額の20%とする。
- (4) 日本はブラジルから年間目標42.5百万ドルの物資買付を行い、両国間受払の均衡を図る。

◇各取引所および証券金融会社、株式証拠金率引上げ

全国証券取引所および証券金融会社は、先に信用取引の行過ぎを抑制するため第1次の自主規制措置を実施したが(調査月報10月号要録参照)、このほど引続いて以下のごとき第2、第3の規制措置を実施した。

株式証拠金率の変更状況

区 分	規制前の比率	自主規制措置		
		第1次 (10月13日 発表) (10月16日 実施)	第2次 (10月29日 発表) (11月4日 実施)	第3次 (11月10日 発表) (11月15日 実施)
委託保証金率(注①)	30%	40% (10%引上げ) 10月16日以降の新規売買分から実施		50% (10%再引上げ) 11月15日以降の新規売買分から実施
貸借担保金率(注②)				
(A) 特定時点における証券金融会社の信用取引差引融資残高を基準とし、これを超過したものに対して増担保徴求	30%	40% (10%引上げ) 10月13日現在の残高を基準としこれを超過したものに対して増担保徴求		50% (10%再引上げ) 11月10日現在の残高を基準としこれを超過したものに対して増担保徴求
(B) 同上基準残高に対して増担保徴求	30%		35% (5%引上げ)	40% (5%再引上げ)

(注) ①信用取引の場合、証券業者が顧客から徴求する保証金の割合。 ②信用取引の場合、証券業者が証券金融会社に差し入れる担保金の割合。